

令和3年度管内概要

福島県県北建設事務所

令和2年度の主な成果



【「安らぎ」と「ゆとり」が持てる県民生活の確保】
国道349号 五十沢工区 (災害復旧工事)



【「元気」と「絆」が生まれる地域づくりの支援】
国道349号大綱木工区 施工状況



【「安らぎ」と「ゆとり」が持てる県民生活の確保】
七曲の沢筋 砂防えん堤 完成R3.3月



【「安らぎ」と「ゆとり」が持てる県民生活の確保】
杉妻歩道橋 塗装工事 福島第一小学生参加



花見山（福島市）



山舟生あじさい公園（伊達市）



秋山の駒ザクラ（川俣町）



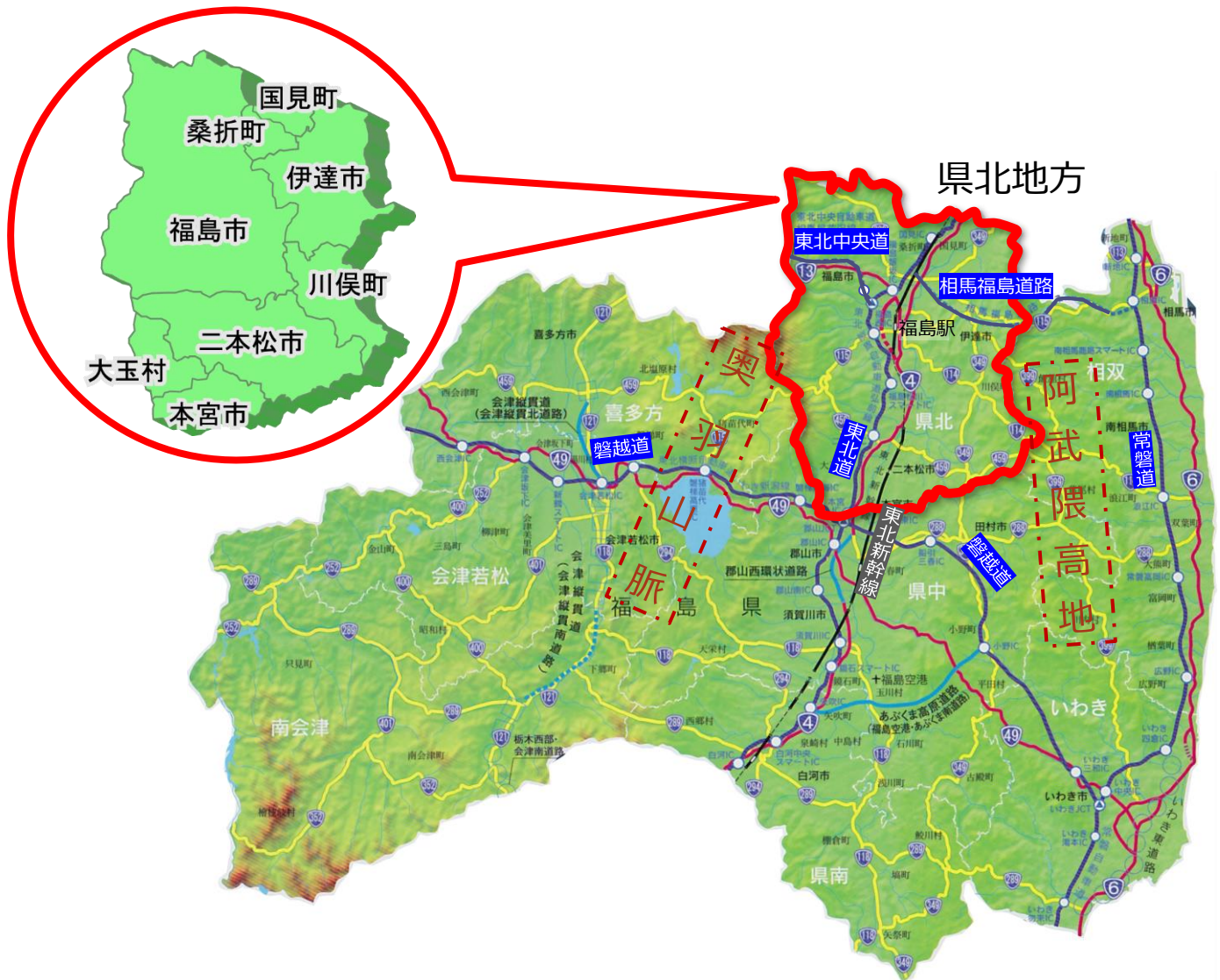
提灯祭り（二本松市）

「人」と「自然」の
文化息づく
のハーモニー、
いきいき未来

目次

1	管内の概況	1
	（1）管理施設	2
	（2）管内市町村の概要	3
2	県北建設事務所概要	
	（1）内部組織図	4
	（2）基本目標と基本方針	5
	（3）予算の状況	7
	（4）事務所スタンダード	8
3	事業概要	
	（1）事業の進め方	9
	（2）道路	10
	（3）河川	12
	（4）砂防	15
	（5）国土強靱化	17
	（6）公園	18
	（7）地域づくり	19
	（8）建築住宅	20
	（9）維持管理	23
	（10）許認可	26
4	沿革	28
5	管轄図	29
6	位置図	30

1 管内の概況



県北建設事務所の管轄エリアは、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村の4市3町1村の8市町村からなり、中通りの北部に位置しています。

面積は、1,753km²で県土面積の12.7%を占めており、人口は約47万人で県人口の25.8%となっています。

地形的には、西に磐梯朝日国立公園の一角をなす安達太良連邦の山々が連なる奥羽山脈、東には阿武隈高地、その間には阿武隈川流域の信達平野（福島盆地）と3つの地域から形成されており、多様な自然に恵まれ、果物の豊富な産地となっています。

福島市を中心に行政機能、教育、文化、医療などの都市機能の集積が進んでおり、本県の政治、経済、文化の中心的役割を担っている。他に東北自動車道、東北新幹線、山形新幹線などの高速交通網の整備により、首都圏や隣接する宮城県・山形県と短時間で結ばれ、国道115号相馬福島道路の整備による相双地域との連携強化や、東北中央道（福島～米沢）の整備による山形県との連携強化も期待されています。

1 管内の概況

(1) 管理施設

管理施設等	概要
■ 道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 県管理道路 <ul style="list-style-type: none"> 一般国道 : 5路線 主要地方道 : 17路線 一般県道 : 60路線 計82路線 L=913.7km (改良率: 80.2% 舗装率: 96.9%) ● 交通不能区間 : 4路線4箇所 (L=6.9km) ● 冬季交通不能区間 : 6路線9箇所 (L=71.7km) ● 異常気象時通行規制区間 : 11路線15箇所 (L=105.0km) ● 特殊通行規制区間 : 4路線7箇所 (L=23.3km)
■ 河川	<ul style="list-style-type: none"> ● 阿武隈川水系 : 一級河川 82河川 ● 指定区間延長 : L=608.8km ● 要改修区間 : L=382.8km ● 改修済延長 (改修率) : L=188.2km (49.2%)
■ 砂防	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害危険箇所 (1,567箇所)
土石流	<ul style="list-style-type: none"> ● 土石流危険渓流 (920渓流) <ul style="list-style-type: none"> I類: 357渓流 II類: 562渓流 その他: 1渓流 うち要対策箇所: 346箇所 概成箇所: 51箇所 整備率: 14.7% ● 砂防指定地: 191箇所
地すべり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地すべり危険箇所: 15箇所 うち概成箇所: 6箇所 整備率: 40.0% ● 地すべり防止区域: 7箇所、面積140.04ha
急傾斜地	<ul style="list-style-type: none"> ● 急傾斜地崩壊危険箇所 (663箇所) <ul style="list-style-type: none"> I類: 201箇所 II類: 462箇所 うち要対策箇所: 177箇所 概成箇所: 55箇所 整備率: 31.1% ● 急傾斜地崩壊危険区域: 73箇所
■ 都市計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画区域面積: 60,362ha ● 都市計画道路 <ul style="list-style-type: none"> 決定延長 : 357.52km 改良済延長 : 230.07km 改良率 : 64.4% ● 県営都市公園 <ul style="list-style-type: none"> 公園名: あづま総合運動公園 面積 : 98.2ha
■ 県営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ● 県営住宅団地 <ul style="list-style-type: none"> 団地数: 26団地 うち復興公営住宅 10団地 棟数 : 255棟 146棟 戸数 : 2,715戸 878戸

1 管内の概況

(2) 管内市町村の概要

資料：福島県現住人口調査月報、国土地理院、国県道現況調査書

区分 市町村名	人口 (人) (R3.4.1) A	面積 (km ²) (R3.1.1) B	人口密度 (1km ² 当り) A/B	管内道路実延長(m) (R2.4.1)				特殊立法 適用区分 ○：全域指定 △：一部指定			
				国道	県道		計	山村 振興	豪雪	過疎	都市 計画 区域
					主要地方道	一般県道					
福島市	283,276	767.72	369.0	83,729	116,673	115,292	315,694	△	△		△
二本松市	54,308	344.42	157.7	58,657	44,352	89,140	192,149				△ △
伊達市	58,089	265.12	219.1	65,534	46,657	81,257	193,448				△ △
本宮市	30,205	88.02	343.2	0	30,437	34,709	65,146				△
桑折町	11,347	42.97	264.1	0	2,641	14,375	17,016				△
国見町	8,601	37.95	226.6	0	8,275	15,051	23,326				△
川俣町	12,506	127.70	97.9	40,284	14,248	7,740	62,272	△		○	△
大玉村	8,911	79.44	112.2	0	6,280	31,413	37,693	△			△
合計	467,243	1,753.34	266.5	248,204	269,563	388,977	906,744				
県全体	1,810,721	13,784.14	131.4	1,527,242	1,898,963	2,315,826	5,742,031				
県全体に対する割合	25.8%	12.7%		16.3%	14.2%	16.8%	15.8%				

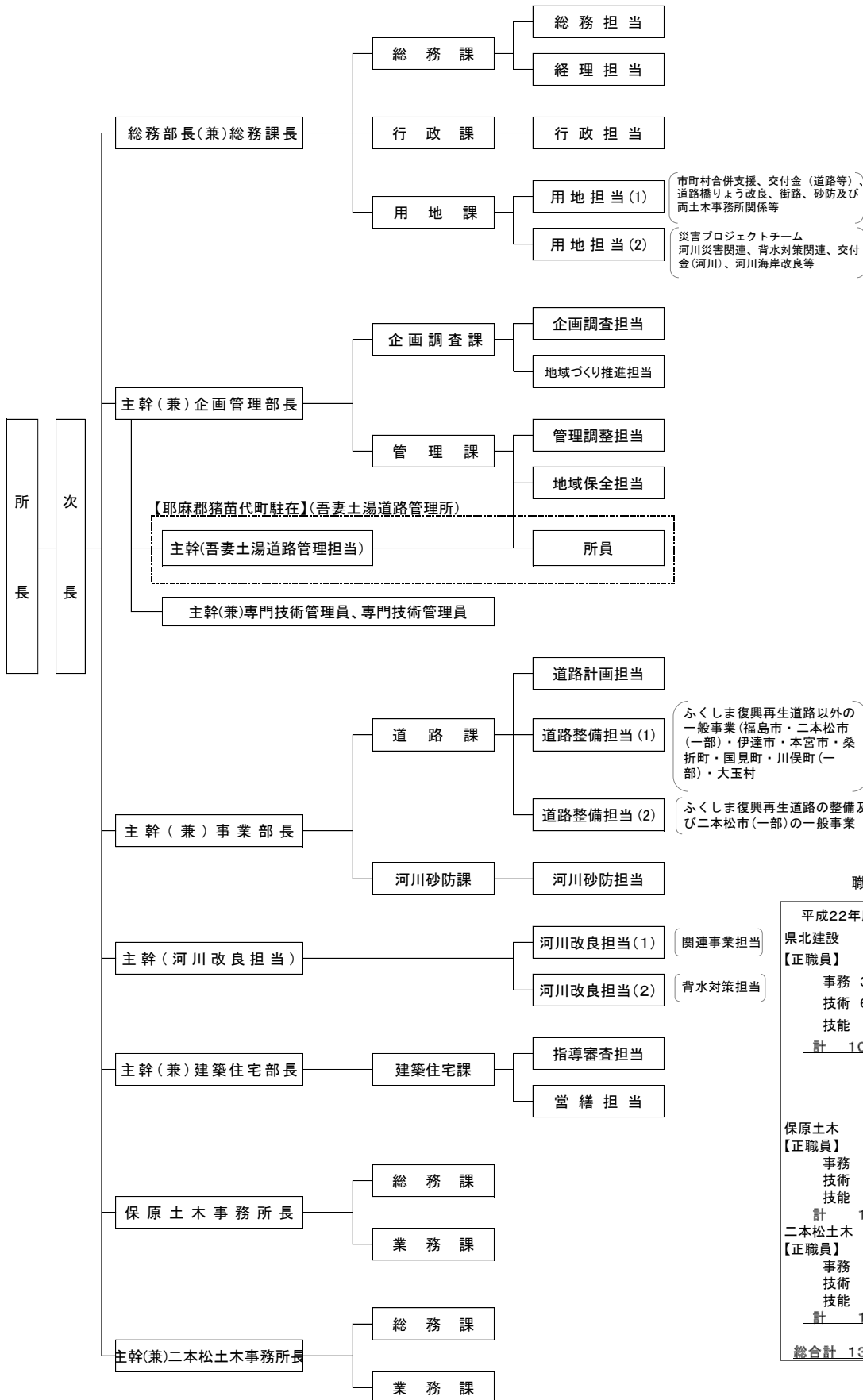
注) 国道は県管理のみ(国直轄管理含まず)

注) 道路合計延長は、管轄区域が他市町村に及ぶ場合等があり加算しても合わない場合がある

2 県北建設事務所概要

(1) 内部組織図

令和3年4月1日



職員数(会計年度任用職員を除く)

	平成22年度	令和2年度	令和3年度
県北建設			
【正職員】			
事務	32名	32名	31名
技術	65名	57名	59名
技能	6名	5名	6名
計	103名	94名	96名
【自治法派遣】			
神奈川県	2名		1名
山口県	1名		2名
合計	97名		99名
保原土木			
【正職員】			
事務	3名	3名	3名
技術	8名	8名	8名
技能	4名	4名	4名
計	15名	15名	15名
二本松土木			
【正職員】			
事務	3名	5名	5名
技術	7名	8名	8名
技能	3名	3名	3名
計	13名	16名	16名
総合計	131名	128名	130名

2 県北建設事務所概要

(2) 基本目標と基本方針

□基本目標

安全・安心な生活環境の整備と高次都市機能を生かした地域づくり
～本県の復興をリードし、輝かしい未来へ向かって～

□3つの基本方針と14の重点施策

1. 「元気」と「絆」が生まれる地域づくりを支援します

地域づくりを基本とした社会資本の整備を行い、交流人口の増加につなげることにより、「元気」と「絆」が生まれる地域を築きます。

- (1) 浜通りの復興を支援する連携道路の整備
- (2) いで湯回廊・桜回廊などの地域資源を生かした観光・産業を支援する広域交流活性化のための道路の整備や元気な地域を生み出す地域づくり
- (3) 県都福島市などと田園地域の一体的な地域形成のための地域間の道路網整備
- (4) 高速自動車道と市街地間とのアクセス強化のための道路整備
- (5) 岳温泉やスカイラインなどの地域資源（地域の宝）を生かした地域づくり、まちづくりを地域の人々とともに推進

2. 「安らぎ」と「ゆとり」が持てる県民生活を確保します

社会資本の適正な維持管理や施設の長寿命化を計画的に行い、自然災害から命と財産を守り、社会資本を健全な状態で次世代へ継承し、「安らぎ」と「ゆとり」が持てる県民生活を築きます。

- (6) 豪雨等で被災した県管理施設の早期復旧
- (7) 豪雨・地震などの自然災害に強い施設整備
- (8) 異常気象時における情報提供・住民避難などのソフト対策
- (9) 安全で安心できる冬期交通の確保
- (10) 安全で安心して通学出来るための歩道整備及び交差点改良
- (11) 県民の安全・安心を確保する維持管理
- (12) 原子力災害による避難者のための復興公営住宅の整備

3. 「快適」と「やさしさ」が息づく生活環境を提供します

生活に密着した社会資本の質的改善を行い、日々の暮らしや住まいの質を向上させることにより、「快適さ」と「やさしさ」が息づく生活環境を築きます。

- (13) 福島市や伊達市などの中心市街地の活性化や渋滞解消・快適な歩行空間を確保するための地域と一体となった街なか道路の整備
- (14) 県営住宅などのユニバーサルデザイン化

2 県北建設事務所概要

(2) 基本目標と基本方針

地域の将来像



ライトアップされた「十綱橋」と摺上川（福島市飯坂町）



旧羽州街道・愛姫も通った宮城県境「小坂峠」（国見町）



歴史と自然美が息づく国の史跡名勝「霊山」（伊達市）



記録挑戦に盛り上がる「川俣しゃも祭り」（川俣町）



樹齢800年・さくら回廊のシンボル「合戦場のしだれ桜」（二本松市）



収穫を終えた晩秋の農耕地と「安達太良連峰」（大玉村）



女性だけで担ぐ真結女御輿「もともや秋祭り」（本宮市）



凡例	
広域交流軸：	⇄
地域交流軸：	⇄
過疎・中山間地域：	□
縦横の連携軸：	◀ ▶

2 県北建設事務所概要

(3) 予算の状況

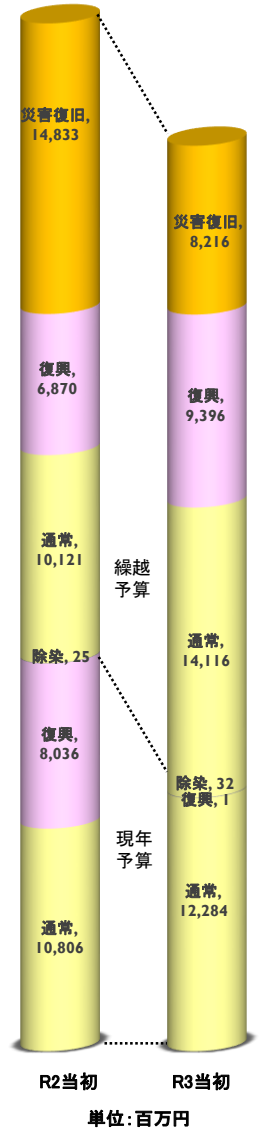
●令和3年度県北建設事務所予算の内訳

単位：百万円

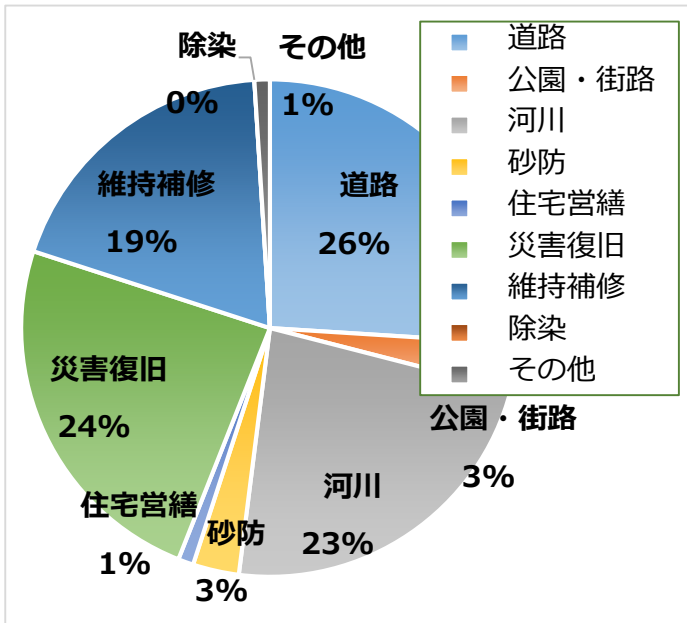
予算額及び伸び率	令和2年度			令和3年度			伸び率(%)	
	計	現年	繰越	計	現年	繰越	現年+繰越	現年
事業区分	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(D/A)	(E/B)
道路	18,734.7	9,964.6	8,770.1	13,259.8	2,033.6	11,226.2	0.71	0.20
うち復興再生道路	12,342.9	7,867.7	4,475.2	8,139.7	1.0	8,138.7	0.66	0.00
公園・街路	1,142.7	601.1	541.6	1,572.0	906.9	665.1	1.38	1.51
河川	7,227.6	2,523.4	4,704.2	9,663.3	2,807.1	6,856.2	1.34	1.11
砂防	1,517.9	468.9	1,049.0	1,386.8	514.6	872.2	0.91	1.10
住宅営繕	318.7	318.7	0.0	325.0	223.2	101.8	1.02	0.70
災害復旧	14,853.3	0.0	14,853.3	10,482.9	2,227.9	8,255.0	0.71	0.00
維持補修 (道路・河川・住宅等)	6,628.0	4,801.9	1,826.1	9,320.2	5,636.2	3,684.0	1.41	1.17
除染	25.2	25.2	0.0	32.1	32.1	0.0	1.27	1.27
その他	243.1	163.5	79.6	230.9	163.3	67.6	0.95	1.00
合計	50,691.2	18,867.3	31,823.9	46,273.0	14,544.9	31,728.1	0.91	0.77

注) 予算内示後において事業執行管理システムより出力したものであり、旅費・賃金等は含まない

注) 復興再生道路は「ふくしま復興再生道路」の5工区の集計

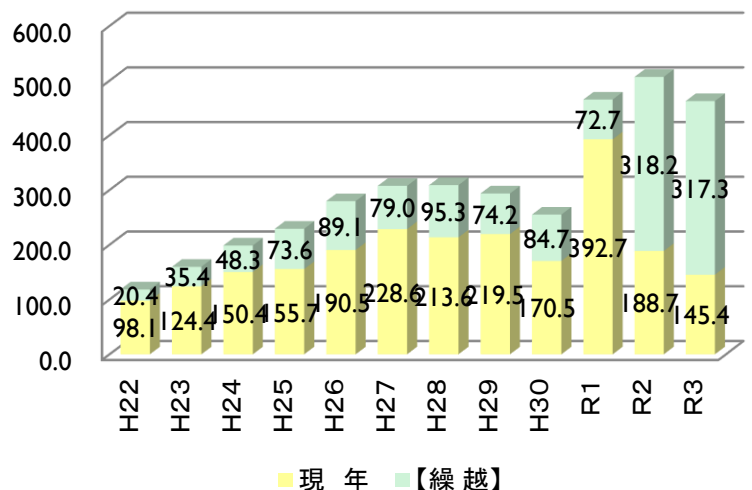


●令和3年度県北建設事務所予算の構成比



●県北建設事務所予算の推移 単位：億円

(最終予算ベース) ※R3は当初予算



2 県北建設事務所概要

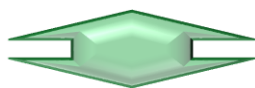
(4) 事務所スタンダード

組織運営目標：基本方針（スローガン）

「こころをひとつに一步ずつ！」

外部行動規準 ～県民への約束～

- ① 私たちは、**笑顔**で挨拶、**さわやかな**対応をします。
- ② 私たちは、**丁寧**で**わかりやすい**説明、積極的な広報をします。
- ③ 私たちは、苦情・要望には**感謝**の気持ちで現場面談、**迅速**に対応します。
- ④ 私たちは、原理・原則を遵守し、**日々の研鑽**に努め、適正な事務執行の徹底を図ります。
- ⑤ 私たちは、**報告・連絡・相談**を徹底し、情報共有した**風通しのよい職場づくり**に努めます。
- ⑥ 私たちは、**県民に喜ばれる**仕事をします。
- ⑦ 私たちは、「**こころをひとつに一步ずつ！**」目に見える形での社会資本の整備、管理に取り組んでまいります。



内部行動規準 ～職場コミュニティ～

- ① 明るく元気に**あいさつ**し、**さわやかな**職場環境をつくりましょう。
- ② 速やかな**報・連・相**で円滑に仕事をしましょう。
- ③ 日々の**研鑽**に努め、**適正**に業務を遂行しましょう。
- ④ 慣例にとらわれず、**挑戦（チャレンジ）**して**シンカ（進化、新化、深化）**に努めましょう。
- ⑤ **目配り、気配り、心配り**を心掛けましょう。
- ⑥ **きずな**を深め、情報を共有し、協力しましょう。

3 事業概要

(1) 事業の進め方

●意見や要望

県民からの電話や手紙、メール、及び地元代表者などからの陳情・要望活動で寄せられる意見や要望に耳を傾けています。また、要望のあった箇所について、積極的に地域の方々と一緒に現地調査をおこないます。

●計画

地域の方々と、ワークショップや懇談会等を通じて、どのようにすれば地域にとってより良くなるのかを話し合い、対応策を考えます。

例えば、道路に関する要望の場合、その道路を新しく作り替えるのか（バイパス整備）、現在の道路を広げるのか（現道拡幅）、現在の道路を改修するのか（現道対策）等を地域の方々の意見を聞きながら検討します。

●設計

各種調査や測量を行い、あらゆる方々に使いやすいこと（ユニバーサルデザイン）や、そこに生きている動物や植物の保護・保全等を考えながら、設計を行います。

設計の内容については、事業説明会等において、地元の方々に説明を行い決定します。

●用地などの契約

設計図書を基に、現地で用地境界線や用地買収線を明らかにして、土地の権利を持つ方々と立会を行います。また、工事に支障となる建物について、立ち入り調査を行います。次に、土地や建物を所有する方々の理解を得て、工事に必要な土地の譲渡や建物の補償を行うための契約をします。

●工事

入札により工事を発注して、地域の理解と協力のもとに、工事を行います。

工事中は、建設事務所の職員により、発注した施設が適切な手順で、設計どおりに作られているかを現場にて随時確認します。

工事現場には、工事名や工事概要、受注者、発注者などの情報を記載した工事看板が設置されるほか、現場責任者には腕章の装着を義務づけています。

●竣工

工事が終わり施設が完成することを竣工と呼びますが、竣工後、県の専門検査員による検査を行います。これに合格した施設について、施工業者から引き渡しを受けて、工事が完了します。

大規模な工事については、地元の方々と開通式等を行い、これまで協力して下さった地域の方々とともに完成を祝います。

●維持管理

修理や手入れをしながら、施設ができるだけ長く使えるように、地域の方々と一緒に維持管理をします。

現在、『うつくしまの道、サポート制度』や、『うつくしまの川、サポート制度』によって、多くの方々とともに施設の維持管理を行っています。

3 事業概要

(2) 道路

● 「元気」と「きずな」が生まれる地域づくりを支援します

● 浜通りの復興を支援する連携道路の整備

【交付金事業（道路）（再生・復興）】

- ・ 国道114号 山木屋1工区 [川俣町小綱木]
L=3,084m W=6.0(9.75)m
R3：改良舗装工、トンネル工、照明工
- ・ 国道114号 山木屋2工区 [川俣町山木屋]
L=1,600m W=6.0(9.75)m
R3：改良舗装工
- ・ 国道114号 山木屋3工区 [川俣町山木屋]
L=5,300m W=6.0(9.75)m
R3：改良舗装工
- ・ 国道349号 大綱木工区 [川俣町大綱木]
L=4,220m W=6.5(10.25)m
R3：改良舗装工、橋梁工



国道114号 山木屋3工区 (川俣町)



国道349号 大綱木1工区 (川俣町)

● いで湯回廊や桜回廊などの地域資源を生かした観光・産業を支援する広域交流活性化のための道路の整備や元気な地域を生み出す地域づくり

【交付金事業（道路）（再生・復興）】

- ・ 国道349号 梁川バイパス [伊達市梁川町]
L=2,750m W=6.5(14.5)m
R3：改良舗装工

【交付金事業（街路）】

- ・ 本宮停車場中條線 [本宮市南町裡]
L=191m W=6.0(19.0)m
R3：電線共同溝、改良舗装工



国道349号 梁川バイパス (伊達市梁川町)

● 県都福島市などと田園地域の一体的な地域形成のための地域間の道路網の整備

【市町村合併支援道路整備事業】

- ・ 霊山松川線 逢隈橋 [福島市飯野町・松川町]
L=1,200.0 m W=6.5(10.5)m
R3：改良舗装工
- ・ 本宮三春線 高木工区 [本宮市高木]
L=1,321m W=6.0(12.0)m
R3：改良舗装工



霊山松川線 逢隈橋 (福島市飯野町・松川町)

3 事業概要

(2) 道路

【交付金事業（道路）】

- 二本松金屋線 上ノ橋工区 [本宮市仁井田]
L=670m W=6.0(14.0)m
R3：旧橋撤去



二本松金屋線 上ノ橋工区（本宮市仁井田）

- 高速自動車道と市街地間のアクセス強化のための道路整備

【道路橋りょう改良事業（県単）】

福島松川スマートICへのアクセス道路

- 土湯温泉線 中町工区 [福島市松川町]
L=420m W=6.0(12.0)m
R3：用地補償、改良舗装工



土湯温泉線 中町（福島市松川町）

【交付金事業（道路）】

東北中央道へのアクセス道路

- 上名倉飯坂伊達線 大笹生2工区
[福島市大笹生]
L= 2,060m W=6.5(22.5)m
R3：用地補償 等



上名倉飯坂伊達線（福島市大笹生）福島大笹生2工区

- 安全で安心して通学出来るための歩道整備及び交差点改良

【補助事業（道路）】

- 福島吾妻裏磐梯線 北谷地交差点
[福島市笹木野]
L= 300m W=6.0(12.0)m
R3：用地補償 等



福島吾妻裏磐梯線 北谷地交差（福島市笹木野）

3 事業概要

(3) 河川

● 「安らぎ」と「ゆとり」が持てる県民生活を確保します

みなさんの生命や財産を守るため、水害の危険がある河川の河積を拡大することや、堤防を築造したり、川の幅・深さを広げたりすることなどが河川の工事です。

【交付金事業（河川）】

- ・ 広瀬川 [川俣町] L= 3,130 m R3 : 護岸工
- ・ 蛭川 [福島市瀬上町] L= 1,800 m R3 : 仮道工、橋梁工
- ・ 東根川(支川古川)[伊達市保原町] L= 7,696 m R3 : 遊水池掘削工、用地補償
- ・ 伝樋川 [伊達市梁川町] L= 3,400 m R3 : 護岸工



古川（伊達市保原町） 改修前状況



古川（伊達市保原町） 整備完了箇所



安達太田川（二本松市太田）開削護岸



蛭川（福島市瀬上町） 開削護岸

3 事業概要

(3) 河川

【災害関連事業（河川）】

令和元年台風19号により、甚大な被害を受けた河川の一連区間において、災害復旧と併せて河川改良を行い再度災害防止を図ります。

・山舟生川 [伊達市梁川町山舟生]

L=1,885m R3:用地補償、掘削工、護岸工、床固工等

・広瀬川 [川俣町小島]

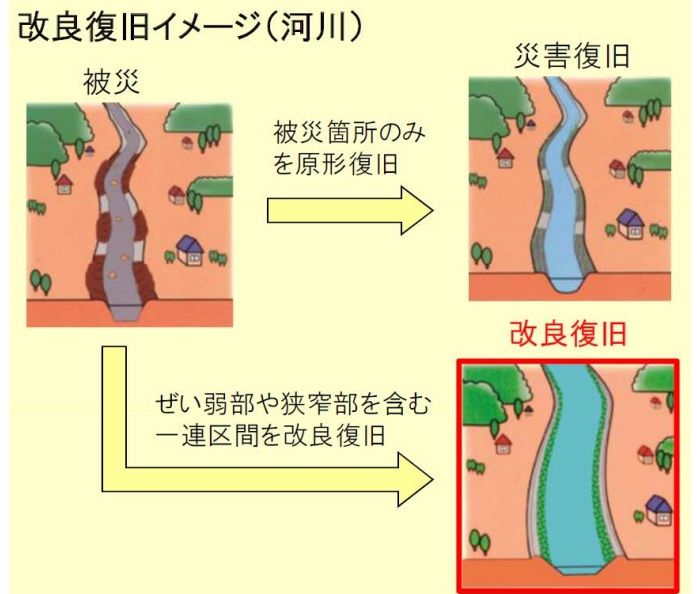
L=620m R3:用地補償、掘削工、築堤工、護岸工等

・移川 [二本松市上長折～下長折]

L=2,179m R3:用地補償、掘削工、護岸工等

・安達太田川 [二本松市太田]

L=2,340m R3:用地補償、掘削工、護岸工等



山舟生川（伊達市梁川町山舟生） 被災状況



広瀬川（川俣町小島）護岸整備状況



移川（二本松市上長折） 被災状況



安達太田川（二本松市太田） 護岸整備状況

3 事業概要

(3) 河川

【背水対策事業（河川）】

令和元年台風19号豪雨で増水した阿武隈川の背水の影響で支川が越水・破堤し、甚大な浸水被害が発生したことから、支川の一連区間において築堤・河道掘削等を行い、早期に浸水対策を推進します。

・ 滝川・滑川[伊達郡国見町大字徳江地内]

滝川L=1140m・滑川L=750m

R3:河道掘削工、築堤工、護岸工 等

・ 塩野川 [伊達市梁川町東塩野川地内]

L=420m R3:河道掘削工、築堤工、橋梁工 等

・ 佐久間川 [伊達郡桑折町大字伊達崎地内]

L=250m R3:河道掘削工、築堤工、橋梁工 等

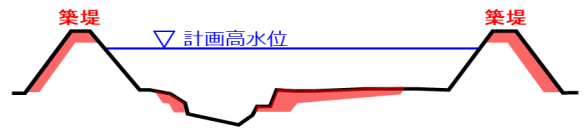
・ 濁川 [福島市郷野目地内]

L=1100m R3:河道掘削工、護岸工、橋梁工 等

・ 安達太良川 [本宮市本宮地内]

L=800m R3:河道掘削工、築堤工 等

【事業実施のイメージ】



滝川（伊達郡国見町） 応急復旧状況



佐久間川（伊達郡桑折町） 応急復旧状況



塩野川（伊達市梁川町） 堤防・護岸整備状況



濁川（福島市郷野目） 堤防整備状況



安達太良川（本宮市本宮） 堤防整備状況

3 事業概要

(4) 砂防

- 豪雨・地震などの自然災害に強い施設整備

土石流やがけ崩れ、地すべりなどの土砂災害が発生するおそれのある箇所において、みなさんの生命や家、公共施設等を守るため、砂防ダムや擁壁工などの工事を行います。

【交付金事業（砂防）】

- ・東八川 [福島市松川町] ~R4 : 砂防えん堤
- ・七曲の沢 [川俣町] ~R2 完了 : 砂防えん堤
- ・大作沢 [川俣町] ~R6 : 砂防えん堤

【交付金事業（急傾斜）】

- ・羽根山 [福島市大笹生] ~H30 完了 : 法面工



R2砂防えん堤完了（七曲の沢筋）
[川俣町七曲]



砂防えん堤施工中（東八川筋）
[福島市水原]



H30法面工完了（羽根山地区）
[福島市大笹生]



H31砂防えん堤完了（藤入川筋）
[福島市水原]

3 事業概要

(5) 国土強靱化

- 防災・減災、国土強靱化に向けた施設の整備・更新

全国でも大規模な自然災害が頻発している状況を受け、緊急点検を実施し、みなさんの生命や財産、公共施設等を守るため、治水対策、土砂災害対策、冠水対策など、様々な対策を行います。

【治水対策：河道掘削、樹木伐採等】

洪水氾濫などに対応した河道掘削・樹木伐採等を実施します。

- R3施工箇所：松川（福島市）
払川（伊達市）
滝川（国見町）
佐久間川（桑折町）
広瀬川（伊達市・川俣町）
口太川（二本松市）
五百川（本宮市）
杉田川（大玉村）等



古川（伊達市）

【土砂災害対策：砂防えん堤補強等】

土砂氾濫などに対応した砂防えん堤工、ひび割れ対策工等を実施します。

- R3施工箇所：坊田沢（伊達市）
山舟生川（伊達市）
小谷ノ沢（川俣町）等



山舟生川砂防えん堤（梁川町）

【堤防補強：堤防天端補強（舗装）等】

堤防を強化するため、堤防天端の舗装と併せて法肩部に遮水シートを設置します。

- R3施工箇所：松川 外（福島市丸子 外）



大森川（福島市）

※そのほか、道路の落石対策、橋梁の耐震対策なども実施します。

3 事業概要

(6) 公園

【あづま総合運動公園の管理】

あづま総合運動公園は、広域都市公園として昭和42年に明治百年記念事業の一つとして計画されたのが始まりで、平成7年にふくしま国体のメイン会場として使用されたあづま陸上競技場をはじめ、あづま総合体育館、あづま球場等のスポーツ施設のほか、サイクルスポーツ広場、トリムの森等のレクリエーション施設があり、人々の心身のリフレッシュや健康づくりに応えるための様々な施設が整備されています。

県北建設事務所では、利用者が快適にスポーツや散歩ができるようにスポーツ施設やレクリエーション施設の維持修繕に努めています。

なお、野球場につきましては、2021年の東京オリンピック・パラリンピック、野球・ソフトボール競技の一会場となっております。

令和2年4月1日現在

公園名	種別	都市計画決定（最終）			開設面積	主要施設
		面積	年月日	番号		
あづま総合運動公園	広域	98.2ha	H4.11.24	福島県告示第1272号	98.2ha	陸上競技場 野球場 総合体育館 広場 サイクルスポーツ広場 民家園



※公園の運営と日常管理は指定管理者（公益財団法人福島県都市公園・緑化協会）に委託しております。

【東京2020大会（東京オリンピック）に向けた県営あづま球場の改修工事】

県営あづま球場において、東京2020大会（東京オリンピック）野球・オリンピック競技開催に向けて実施していた、グラウンドの人工芝化等の改修工事およびエレベーター設置工事等を令和2年3月末で完成させることができました。



3 事業概要

(7) 地域づくり

【地域づくり・まちづくりを支援しています】

魅力ある地域づくりや地域の活性化を図るため、『元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業』を実施しています。

- ① 地域の方が主役となり、地域の歴史や文化などの地域資源を活用して、「個性と魅力ある美しい地域づくり」や「交流人口の拡大」についての施策を、地域の方や市町村、関係団体等と連携しながら策定していきます。
- ② 施策については、県や地域の方、市町村、関係団体等が役割分担し、ソフト・ハード両面から推進することにより、地域に愛着と誇りを持ち、活気のある地域社会の実現を目指します。
- ③ 他地区との交流・連携や他事業（サポート事業やまちづくり交付金事業等）と組み合わせにより、広域的で、より充実した地域づくりを目指します。



十綱橋ライトアップ & まちづくり活性化支援
・福島飯坂線（福島市）

【大玉村の安達太良川で河川環境調査を実施】

大玉村の地域資源のひとつに安達太良川の清流があります。そこに生息する魚類や水生生物の実態を把握するため、令和元年秋と令和2年夏の2回にわたり河川環境調査を行いました。調査によりドジョウやホトケドジョウ、マルタニシ等の重要種が生息していることや、河川環境が良好であることがわかりました。

また、大玉村の玉井小学校3年生と大山小学校4年生を対象に、オンライン授業と採取した魚の標本等を使って調査結果を報告しました。



大玉村立玉井小学校で環境学習を実施 R3年2月

【伊達市月舘地域において地域づくりプランを策定】

伊達市月舘地域は、果樹園や農産物、里山景観等、自然環境が豊かな地域ですが、人口減少や少子高齢化、商店街の衰退などの問題があります。

このため、地域の方や地元で活動する団体と月舘地域の持続的成長や交流人口拡大に結びつく戦略を考える懇談会を実施しました。また、懇談会の意見や地域資源調査の結果を基に、サイクリングを活用した地域づくりプランを策定し、併せて月舘地域を周遊するサイクリングマップを作成しました。



月舘サイクリングマップを作成 R3年2月

3 事業概要

(8) 建築住宅

● 「安らぎ」と「ゆとり」が持てる県民生活の確保

原子力災害により今なお避難生活を続ける方々に安全・安心な住まいを提供するため、復興公営住宅を整備しています。



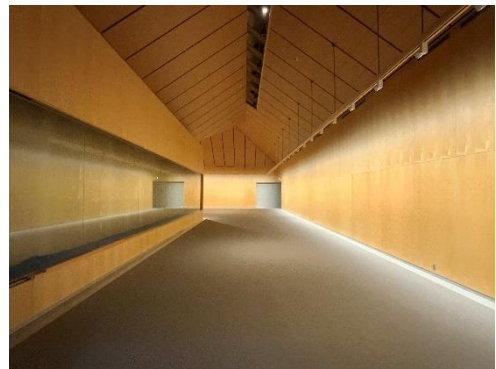
復興公営住宅 《北沢又団地（福島市）》
木造(CLT工法)3階建て

● 地域のシンボルとして親しまれる建物の建設や大規模改修

新しい学校の建設や老朽化が進んだ建物の大規模な改修などを行っています。



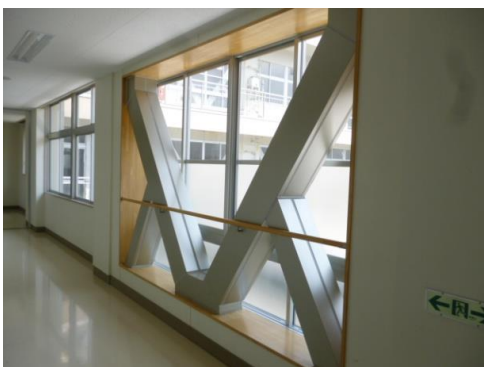
伊達地区特別支援学校 新築工事
(R2.10着工)



県立美術館 天井改修工事
(R3.3竣工)

● 豪雨・地震などの自然災害に強い施設整備

公共建築物は、災害発生時の防災拠点・避難施設として重要な役割を担っていることから、大地震に備え耐震補強工事などを行っています。



耐震ブレースの設置
《福島商業高校（福島市）》

● 誰もが安全で使い易い建物にするための段差解消や手すり設置

多くの人々が利用する公共建築物では、「ある特定の人のための特別な配慮」というバリアフリーの考え方を一歩進めたユニバーサルデザインに取り組んでいます。



改修による手すりの設置等
《県営蓬莱団地（福島市）》

3 事業概要

(8) 建築住宅

・みなさんの生命・健康・財産・安全を守るため

みなさんの生命、健康および財産の保護を図るとともに、建築物を利用する人の安全を守るため、以下の業務を行っています。

①建築物の検査

建築物が完成した時の検査（完了検査）のほか、共同住宅等で一定規模以上のものについては、完成後に見えなくなる構造部分等について中間検査を行っています。



②違反建築の取り締まり

違反建築の未然防止や是正を図るため、関係市町村と連携して定期的なパトロールや必要な改善指導を行っています。



③建築物の立入調査

不特定多数の人が利用する建築物を関係消防署と合同で立入調査し、維持管理状況の確認や改善指導のほか、建築物等に関する各種相談に応じています。



④適正な廃棄物処理の誘導

建築工事等で発生する資材の再資源化等を促進し環境の保全を図るため、解体工事等の内容について報告を受けたり、定期的なパトロール等を実施しています。



3 事業概要

(8) 建築住宅

- ・建築物に関する申請や届出の審査、相談を受けています

【主な申請・届出等】

①「建築基準法」に基づく各種手続（建築確認・中間検査・完了検査・定期報告等）

建築物等を建築する場合、計画が建築関係の法令に適合しているかを審査し、また、建築工事の中間や完成時には検査を行っています。

不特定多数の人が使用する一定規模以上の建築物やその建築設備については、所有者等に定期報告を求め、維持管理等が適切に行われているか審査を行っています。

②「建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）」に基づく届出

一定規模以上の建築物を新築・増改築しようとするとき、その計画がエネルギー消費性能を確保するための構造及び設備であり法律に定められた基準を満たすものか審査を行っています。

③「建設リサイクル法（建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律）」に基づく届出

一定規模以上の建築物や工作物を解体、新築・増築等するときに発生するコンクリートや木材等の廃棄物について、適正に再資源化等が行われているか審査を行っています。

④「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅（長期優良住宅）として申請された建築等計画の認定に係る審査を行っています。

【各種相談窓口等】

上記のほか、下記の登録や相談対応なども行っています。

①高齢者向け住宅に関する情報提供

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、登録基準を満たす構造やサービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームを、サービス付き高齢者向け住宅として登録する業務を行っています。

②住宅確保要配慮者のための住宅に関する情報提供

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録業務を行っています。

③その他の相談

住宅リフォームや、シックハウス、アスベスト等に関する相談もお受けしています。建築に関するその他の問題についても、お気軽にご相談ください。

3 事業概要

(9) 維持管理

道路・河川パトロール

●道路パトロール

県の管理する道路の状況や交通の状況を常に把握し、道路及び付属物の異常や不法占用等に対して適切かつ迅速な措置を講じて道路を常に良好に保つために行っています。

□パトロール種類

1) 平常時パトロール

- ・ 下記以外のパトロール、各月の重点項目を設定し、行政職 1、運転手 1、道路補修員 1 の 3名1班とし、2 班体制にて実施

2) 異常時パトロール

- ・ 大雨等の注意報が発令された段階以降のパトロール及び建設事務所長又は土木事務所長が異常時と判断し、指示したパトロール

3) 地震時パトロール

- ・ 震度 5 弱以上の地震が発生した段階においてのパトロール

4) 主要構造物パトロール

- ・ 主要な構造物を定期的に点検するためのパトロール

5) 夜間パトロール

- ・ 県管理照明灯の切れがないか確認する等のパトロール



舗装穴埋め



道路の異常を点検している様子

●河川パトロール

県の管理する河川を清潔かつ良好な状況に保ち、かつ正しい利用に供し、河川管理の万全を期するために行っております。

またパトロールにおいては重点区間を設定し、県管理河川を月 2 回程度実施しております。(重点区間とは市街地、重要水防区域、重要構造物、不法投棄箇所、地元要望箇所の区間となります。)

パトロールは行政職 1 名、運転手 1 名、河川巡視員 1 名の計 3 名で行っております。

3 事業概要

(9) 維持管理

危機・災害対応①

●水防非常配備体制

①地方水防本部体制とは

一般災害、地震災害等の危機管理に対応するため、土木部の災害時配備体制の区分に従い、建設事務所・土木事務所に「地方水防本部」を設置することとしています。

②地方水防本部体制

水防第一配備体制	○警報発令時及び震度5弱以上の地震発生時
	6班（土木事務所は2～3班）の輪番。一班は8名程度で構成。
水防第二配備体制	○警報発令中で災害の恐れがある場合及び震度5強以上の地震発生時
	所属の約半数で構成。土木事務所は県北からの応援班あり。
水防第三配備体制	○大規模災害が発生する恐れがある場合及び震度6弱以上の地震発生時
	所属人数の全員を動員する完全な体制とする。

③各分担

区分	役割1	役割2	役割3	役割4
班指導者	現場情報の総括	緊急パトロールの総括	情報連絡班の総括	一般者等の広報対応
災害情報連絡班	現場の情報収集	維持委託業者を含む緊急パトロールの連絡指示	災害や事故等の情報収集	流況システムによる気象情報の監視や報告
観測巡視班	緊急パトロールの実施	災害や事故などの現場指揮		
土砂災害情報連絡班	土砂災害の情報収集	土砂災害警戒情報の受信や発信	土砂災害の調査や報告	
住宅情報連絡班	本庁建築総室との連絡	住家や公共建物の被害に関する情報収集	他機関からの情報収集	
情報総括班	各種情報の取りまとめ	副本部長への報告	本庁各課への報告	他機関からの情報収集

3 事業概要

(9) 維持管理

危機・災害対応②

●管内土木施設災害査定実施結果（令和元年台風19号災）

令和2年3月31日現在

機関名	河川		砂防		道路		橋梁		下水道		公園		都市施設		合計		決定率(%)
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
東北建設	105	4,713,217			10	115,179									115	4,828,396	
	105	4,580,352			10	109,112									115	4,689,464	97.1
保原土木	89	5,842,047	1	10,999	23	367,956									113	6,221,002	
	89	5,311,400	1	10,657	23	356,252									113	5,678,309	91.3
二本松土木	175	5,309,748			38	717,738									213	6,027,486	
	175	4,776,464			38	613,736									213	5,390,200	89.4
吾妻土湯					4	69,620									4	69,620	
					4	67,568									4	67,568	97.1
県計	369	15,865,012	1	10,999	75	1,270,493									445	17,146,504	
	369	14,668,216	1	10,657	75	1,146,668									445	15,825,541	
決定率(%)	100.0	92.5	100.0	96.9	100.0	90.3									100.0	92.3	
福島市	20	473,182			30	285,383			4	83,262	7	105,053	1	149,996	62	1,096,876	
	20	437,970			30	258,895			4	82,703	7	95,221	1	149,996	62	1,024,785	93.4
二本松市	19	664,672			44	583,436	6	637,312							69	1,885,420	
	19	626,706			44	563,024	6	608,615							69	1,798,345	95.4
伊達市	33	581,829			31	306,643			1	5,457					65	893,929	
	33	571,510			31	298,813			1	5,457					65	875,780	98.0
本宮市					2	13,867			4	889,370	1	66,206	1	46,756	8	1,016,199	
					2	13,529			4	888,901	1	66,206	1	46,756	8	1,015,392	99.9
川俣町	4	203,695			13	203,853									17	407,548	
	4	177,839			13	198,222									17	376,061	92.3
桑折町					2	11,446									2	11,446	
					2	11,446									2	11,446	100.0
大玉村	2	13,951			1	2,408									3	16,359	
	2	13,951			1	2,339									3	16,290	99.6
市町村計	78	1,937,329			123	1,407,036	6	637,312	9	978,089	8	171,259	2	196,752	226	5,327,777	
	78	1,827,976			123	1,346,268	6	608,615	9	977,061	8	161,427	2	196,752	226	5,118,099	
決定率(%)	100.0	94.4			100.0	95.7	100.0	95.5	100.0	99.9	100.0	94.3	100.0	100.0	100.0	96.1	
合計	447	17,802,341	1	10,999	198	2,677,529	6	637,312	9	978,089	8	171,259	2	196,752	671	22,474,281	
	447	16,496,192	1	10,657	198	2,492,936	6	608,615	9	977,061	8	161,427	2	196,752	671	20,943,640	
決定率(%)	100.0	92.7	100.0	96.9	100.0	93.1	100.0	95.5	100.0	99.9	100.0	94.3	100.0	100.0	100.0	93.2	

被災状況写真



道路法、河川法による占用許可や、都市計画法による開発許可、建設業法に基づく建設業許可および経営事項審査、宅建業法に基づく免許登録、建築士法に基づく建築士事務所の定期報告、県営住宅の入居決定や特殊車両の通行許可などの事務を行政課で行っています。

①道路や河川の一部を使うような場合(道路法、河川法)

車の出入り口を新しく作るため、側溝に蓋を掛けたり、縁石ブロックを撤去する場合は道路管理者の承認が必要です。また、道路を使用する場合は、警察署の使用許可と道路管理者の占用許可の両方が必要な場合があります。河川に対して自由使用の範囲を超える使用には、河川管理者の許可が必要です。

②「開発」という言葉をよく聞きますが、何のことですか(都市計画法)

都市計画法においては、「開発行為」を行うことを言います。法律では「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。」と定められています。例えば、建築物を建築することなどを目的に、造成工事をしたり、農地から宅地へ土地の利用状況を変更するなどです。開発行為をしたい土地の都市計画区域区分、規模や用途などにより制限があり、許可が必要となります。

③建築士事務所・建築士の登録をするには(建築士法)

1. 建築士事務所

平成22年7月1日より、建築士事務所登録申請等に関する窓口は、福島県建築士事務所協会（指定登録機関）となりました。

社団法人福島県建築士事務所協会 福島市五月町4-25 TEL 024-521-4033

2. 建築士免許

平成22年7月1日より、建築士登録申請等に関する窓口は、福島県建築士会（指定登録機関）となりました。

社団法人福島県建築士会 福島市中町4-20 TEL 024-523-1532

※「設計等の業務に関する報告書」は毎年事業年度終了後3月以内に建設事務所行政課に提出することになっています。

④県営住宅に入居するには

県営住宅の入居者募集等については、特定非営利活動法人循環型社会推進センター（県北地区県営住宅管理事務所）へ委託しています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

URL : <http://www.npo-junkan.jp/>



3 事業概要

(10) 許認可

各種許認可に関する手続き

行政課は許認可事務の窓口です。許認可を受けるため、また、許認可を受けてから何らかの変更が生じた場合には各法律等に基づいた手続きが必要です。種々のケースがありますが、不明な点があれば気軽にご相談・お問い合わせください。

①道路・河川の使用、占用に関する申請

道路の工事の承認、道路の占用許可や河川使用及び占用に関する申請は、内容により添付する書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。

②建設業許可申請及び許可の変更届

一定の金額以上の建設工事を請け負う場合には、建設業の許可が必要です。許可申請に当たっては、許可の要件を満たしていなければなりません。要件に合致している場合には、所定の書類を添えて申請していただきます。なお、申請には、手数料（福島県収入証紙）が必要となります。新規許可の場合9万円、許可の更新の場合5万円がかかります。決算年度終了後4ヶ月以内に変更届を提出する必要があります。

また、許可を受けた後に許可申請の内容に変更が生じた場合にも、決められた期限内に変更届を提出する必要があります。

③宅建取引業者免許申請及び宅建取引士登録申請と変更届出

1. 宅地建物取引業者免許申請

新規の申請および更新を受け付けています。宅地建物取引業者免許申請書に所定の書類を添付して申請してください。なお、申請手数料（福島県収入証紙）は、33,000円です。

2. 宅地建物取引士登録申請

福島県が実施する宅地建物取引士資格試験合格者の宅地建物取引士登録を受け付けています。宅地建物取引士登録申請書に所定の書類を添付して申請してください。なお、申請手数料（福島県収入証紙）は、37,000円です。

※「宅地建物取引業者免許」「宅地建物取引士登録」とも、登録事項に変更があった場合には、変更内容に応じた変更届が必要となります。

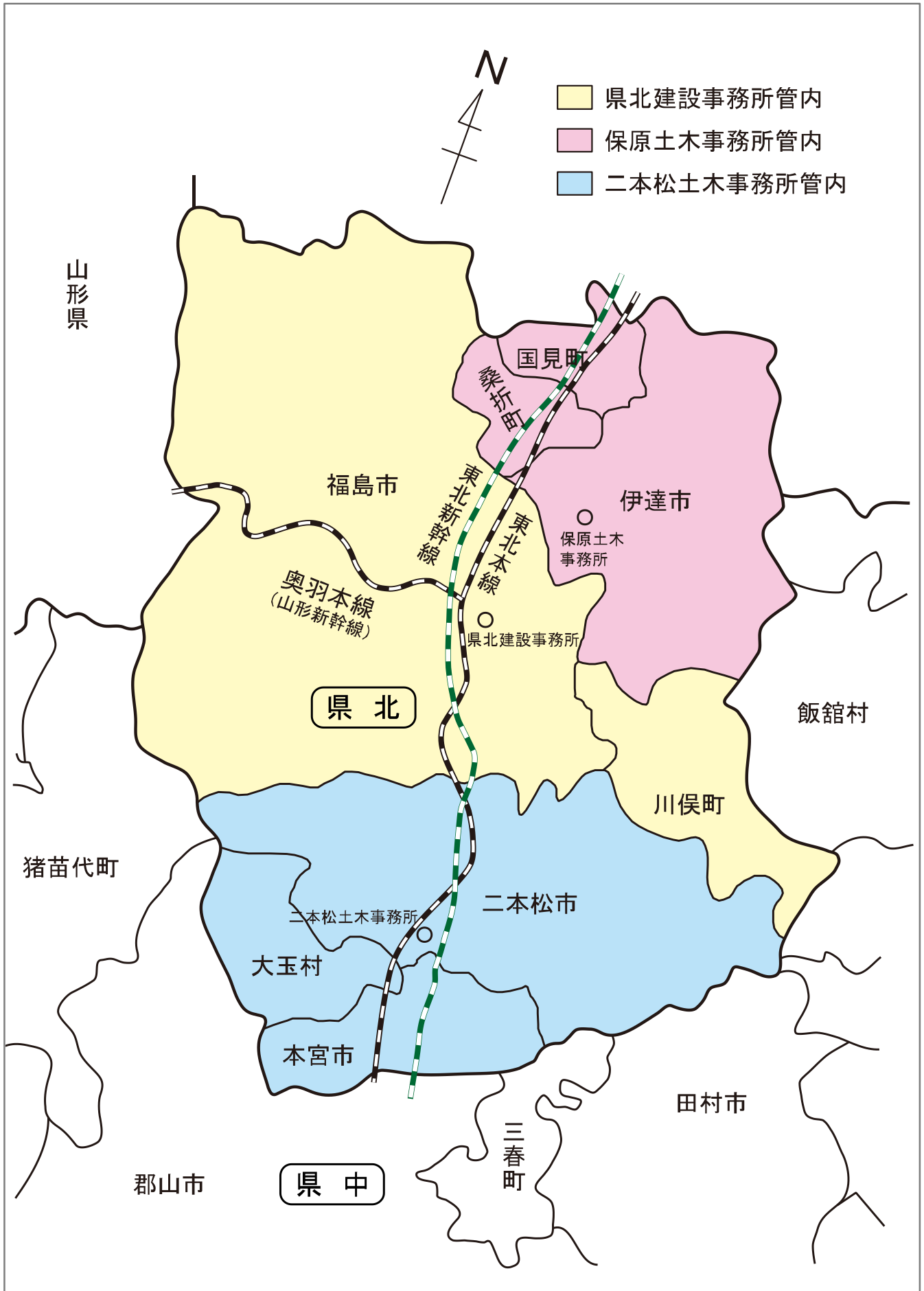
④都市計画法による許可・証明書申請（福島市、二本松市、伊達市を除く）

都市計画区域（市街化区域・市街化調整区域）及びその他の区域において、開発許可又は建築許可が必要な場合には、許可申請が必要です。また、市街化調整区域内等で建築確認を受ける場合、都市計画法に適合していること（開発許可不要であること）を証する書面の交付（＝都市計画法施行規則第60条による証明）が必要となります。

4 沿革

- 明治 18 年 道路看守制が設けられ、看守2名をして万世大路（現国道13号線）の修繕を行う。
- 明治 22 年 道路補修は一時郡役所に移管される。
- 明治 27 年 北部土木区の設置（(東部→富岡、西部→若松、南部→須賀川）4 土木監督区とする。）
- 明治 38 年 福島土木監督所と改め、信夫・伊達・安達及び安積郡の一部を管轄し事務所を県庁内に設ける。
- 大正 14 年 事務所を県会議事堂内に移転。
- 昭和 10 年 福島市上浜町 3 番地に移転。
- 昭和 19 年 保原土木監督所の設置（伊達一円 県内16監督所となる。）
- 昭和 21 年 二本松土木監督所の設置（安達郡）
- 昭和 30 年 機構改革により土木事務所と改称。
- 昭和 35 年 福島市桜木町 4 - 6 に新築移転。
- 昭和 44 年 機構改革により福島建設事務所と改称し、保原土木事務所・二本松土木事務所の行政区域を包括した。
(両土木事務所は名称をそのまま、事業規模を縮小し、建設事務所長の管轄となる。)
- 昭和 46 年 県庁西庁舎の新築により、4階北側に移転。
- 昭和 48 年 福島市黒岩地内に道路舗装補修作業車両・補修員待機所を、福島建設事務所黒岩分室として新築。
- 昭和 49 年 6 課16係 2 土木事務所となる。
- 昭和 53 年 7 課15係 2 土木事務所となる。
- 昭和 58 年 保原合同庁舎の新築により、保原土木事務所は同庁舎 2 階（現在地）に移転。
- 昭和 60 年 二本松合同庁舎の新築により、二本松土木事務所は同庁舎 2 階（現在地）に移転。
- 昭和 63 年 7 課16係 2 土木事務所となる。
- 平成 元 年 8 課16係 2 土木事務所となる。
- 平成 2 年 7 課16係 2 土木事務所となる。
- 平成 3 年 事務所を県庁東分庁舎4階に移転。
- 平成 4 年 7 課17係 2 土木事務所となる（国体関連事業係新設）
- 平成 6 年 8 課17係 2 土木事務所となる。
機構改革により県北建設事務所と改称。
- 平成 8 年 組織改正により国体関連事業係を廃止し、道路第 3 係を新設。
- 平成 14 年 六角川床上浸水対策室を新設。
- 平成 15 年 グループ制導入による組織改正。
- 平成 18 年 六角川床上浸水対策室を廃止し、六角川整備担当を設置。
- 平成 20 年 グループ制を廃止し、2部10課2土木事務所となる。
- 平成 21 年 六角川整備担当を廃止。
- 平成 22 年 組織改正により都市・施設課を廃止し、管理課を新設。
- 平成 23 年 3月11日の東日本大震災により事務所を移転
総務部、企画管理部、事業部は、福島市中町7番17号「中町会館」
建築住宅部は、福島市大町 7 番 2 5 号「アクティ大町」
- 平成 26 年 吾妻土湯道路管理所の新設
- 平成 28 年 県庁北庁舎へ事務所を移転（8月29日）

5 管轄図



6 位置図

● 県北建設事務所

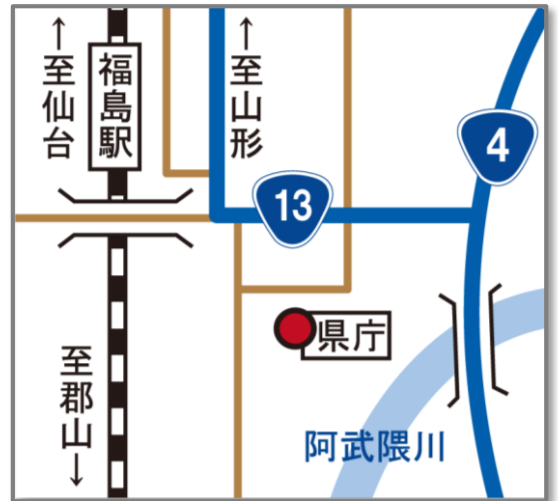
〒960-8670

福島市杉妻町2-16 県庁北庁舎 6階

- ・総務課
- ・行政課
- ・用地課
- ・企画調査課
- ・管理課
- ・道路課
- ・河川砂防課
- ・建築住宅課

TEL 024-521-2494 FAX 024-521-2849

E-mail kenpoku.ken@pref.fukushima.lg.jp



6 位置図

保原土木事務所・二本松土木事務所・吾妻土湯道路管理所

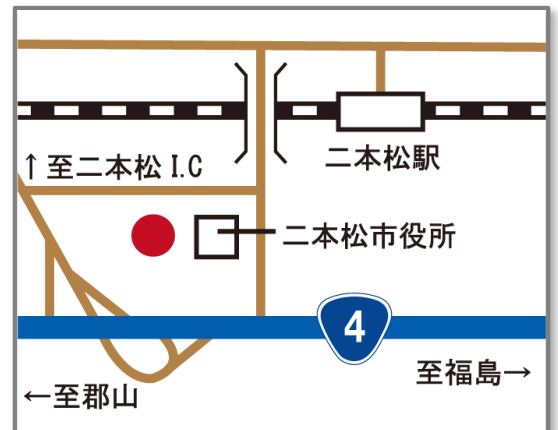
●保原土木事務所

〒960-0634
伊達市保原町大泉字大地内124番
保原合同庁舎 2階
TEL 024-575-2151
FAX 024-574-2019
E-mail hobara.doboku@pref.fukushima.lg.jp



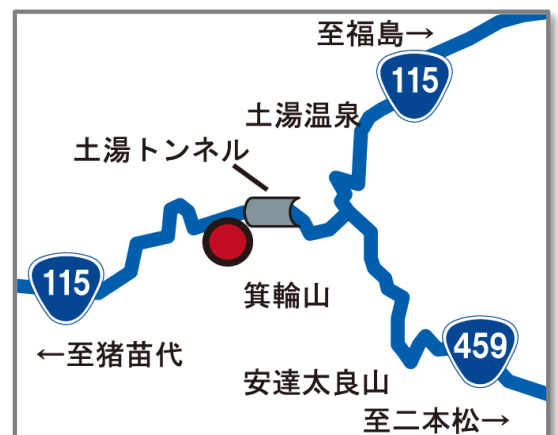
●二本松土木事務所

〒964-0915
二本松市金色424番地の1
二本松合同庁舎 2階
TEL 0243-22-1151
FAX 0243-62-2019
E-mail nihonmatsu.doboku@pref.fukushima.lg.jp



●吾妻土湯道路管理所 (耶麻郡猪苗代町駐在)

〒969-2751
耶麻郡猪苗代町若宮字朴木平甲2963番地の9
TEL 0242-64-3478
FAX 0242-64-3479



《幹線道路の異常を発見したら》

道路緊急ダイヤル# 9910へ(24時間受付)
※ダイヤル式電話ではご利用になれません

《緊急通報以外の道路相談は》

「道の相談室」0120-106-497へ(24時間受付)
E-mail : michiq-a@thr.mlit.go.jp



県北建設事務所

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県庁北庁舎 6階
電話 (024) 521-2494

県北建設事務所

検 索